

平成29年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業  
(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)  
成果報告書

実施機関名 ( 高知県教育委員会 )

1. テーマ

特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の具体化に向けて  
～校内支援体制の充実を軸に～

2. 問題意識・提案背景

本県が独自に毎年実施している『特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査』によると、平成28年9月1日現在、本県下の公立小・中学校においては発達障害の診断・判断がある、もしくはその可能性があると考えられる児童生徒が小学校に9.8%、中学校に7.0%在籍しているという状況であり、その割合は年々増加している。また、学校単位に目を向けても前述の児童生徒が在籍している学校の割合は小学校で93.3%、中学校で87.9%となっており、特別支援学級設置の有無に関わらず全ての学校において特別支援教育の視点を学校全体のものとして位置付け、取り組むことが必要となっている。

また、生徒指導上においても平成28年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』(速報値)においては、小中学校における暴力行為の発生件数が全国平均で1,000人あたり4.4件に対し本県では7.4件、長期欠席については不登校を理由とする長期欠席者が全国で約1.4%という割合に対し、本県では約1.7%とそれぞれ全国平均を上回る結果となった。ひとつひとつのケースに目を向けると、その背景において発達障害が関係している可能性があるとの指摘がなされるケースもあり、これらの課題に対する対策としても外部機関等との連携も含めた学校としての組織的な取組が求められている。

こうした状況において本県では平成25年度から4年間、特別支援教育の視点を踏まえた学校像の具体化へ向けて『ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業(特別支援教育を柱に据えた学校づくり事業)』を実施、5中学校区計19校の小・中学校を指定校とし取り組んできた。また、平成27年度からは文部科学省委託事業『発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業(系統性のある支援研究事業)』の指定を受け、研究に取り組む中で発達障害等のある児童生徒に対する切れ目のない支援のシステム構築に取り組んできた。これらの取組を進める中で、特別支援教育の視点を学校に定着させる上では①特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、②①の校内支援体制を含め、特別支援教育の視点も含めた学校経営のビジョンを持った学校長による学校運営、③①及び②といった学校の取組を支える市町村等における特別支援教育の推進体制の構築が不可欠であることを改めて確認することとなった。

特に②の学校経営については、本県が進める中長期的なビジョンによる学校経営計画の策定及びそれに基づく学校経営に対して特別支援教育の位置付けが具体的に示さ

れてこなかったため、学校によって大きな違いが生じている。こうした状況の中では、全県下に対して特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画の策定と運用の在り方について具体的に示し、その普及と浸透を図ることが急務であると考えます。

そこで本事業指定を通じて、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画の策定と運用の在り方について、指定校を中心に具体化し、その成果を全県下に発信、普及を図ることとした。

### 3. 目的・目標

本県ではこの事業を通じて、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の具体化及び県下における普及浸透をめざす。

具体的には指定校において特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画を策定、それを元にした実践をすすめ、その事例等をリーフレットとしてまとめることで年度末には特別支援教育の視点を踏まえた学校計画及び運用の在り方を県下の小中学校に対して具体的に示すことができるようにする。

また、指定校を設置する市町村等に対しても、指定校を含む所管する全ての学校における取組が、特別支援教育の観点からさらに充実するための方策について検討、実施を働きかけ、有効な具体策について特別支援連携協議会等を通じて発信していくこととする。

こうした取組の成果については、各校の通常の学級における個別の指導計画の作成状況を一つの目安とし、文部科学省が実施する『特別支援教育体制整備状況調査』における“通常の学級に該当者がいる場合に通常の学級に在籍する児童生徒に対し個別の指導計画を作成している学校の割合”については小学校 88.0%、中学校 74.7%、本県実施の『特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査』における“発達障害の診断・判断がある児童生徒又は発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する個別の指導計画の作成割合”については小学校 55.3%、中学校 45.0%という平成28年度の調査結果からの上昇を目指していく。

### 4. 主な成果

本研究への取組を通じて、指定校各校においては、それぞれの学校の特徴を踏まえつつ、学校長の思いも反映させながら、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画が策定された。また、計画を実施する上でも学校経営スーパーバイザー（以下SV、本県では学校等が後述する「学校経営アドバイザー」と混同することを避けるため、「特別支援教育巡回アドバイザー」の名称を使用）に助言を受けながら、特別支援教育の充実に向けて必要なことは何かをその都度検討しながら取組が進められた。特に校内委員会については各学校でこれまでも設置、運営を行っていたが、SVから継続的に運営等に対する助言を受け、充実を図ったことにより、これまで以上に発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒に対する具体的な指導支援や合理的配慮の提供につながる協議ができるようになったといった声が指定校から聞かれた。個別の指導計画の作成についても、SVと共に作成の時期、方法を見直すなど、計画的な取組をより意識したことで、より多くの対象となる児童生徒に対しての作成、活用が各学校で進められた。これまで校内委員会による協議や個別の指導計画の作成の必要性は感じて

いても、協議が出し合い話で終わってしまい指導や支援方針の見通しにつながりにくい、個別の指導計画の作成方法についての見通しを持つことができないといった状況が聞かれた中で、継続的にS Vがその運営等から関わり助言を行ったことは、指定校各校の実態に応じた校内支援体制を構築する上で大きな成果となった。またそれは同時に本県にとっても、県下各校に対し校内委員会の運営及び個別の指導計画作成を更に定着、充実させるために、今後どういった施策、アプローチが必要であるかを考えるうえでも大きな成果を得られた。

これらの各校における取組については、特徴的なものを抜き出して、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営普及啓発リーフレットとしてまとめることとした。このリーフレットについては、平成30年度当初に県下全小中学校及び義務教育学校、高等学校学校長に配布し、県下各校における特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の定着へと活用する予定である。

また、今年度指定校各校が学校経営において特別支援教育の視点を踏まえた取組を進める中では、県としてもあらためて学校経営における特別支援教育の視点の重要性について、確認することができた。平成30年度からは県が定める『「学校経営計画」作成要領』においても、特別支援教育についての取組を学校の実態に応じて位置づけることとしている。

また、県下全域における個別の指導計画作成状況については、文部科学省『平成29年度特別支援教育体制整備状況調査』について集計、平成28年度の結果と比較したところ、“通常の学級に該当者がいる場合に通常の学級に在籍する児童生徒に対し個別の指導計画を作成している学校の割合”について小学校が88.0%から95.0%、中学校が74.7%から86.1%へとそれぞれ上昇することとなった。本県実施の『特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査』における“発達障害の診断・判断がある児童生徒又は発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する個別の指導計画の作成割合”についても小学校は55.3%から57.6%、中学校45.0%から45.5%とごくわずかではあるが増加している。特に小学校では作成対象となる人数が100名近く増加（割合が9.8%から10.3%に上昇）する中での微増であり、教育的支援を必要とする児童に対する手立てとして個別の指導計画を活用することが確実に根付きつつあると考える。これは指定校のみならず、本事業の趣旨、目的について指定校を設置する市とも共有し取組を検討すると共に、S Vの指導助言から得られた情報等を市町村、学校組合及び各学校やそれらの取組を支援する教育事務所とも共有しながら指定校以外の学校に対するアプローチへと反映させていった成果と考えている。

## 5. 教育委員会及び指定校における取組概要

### ① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

本県では第2期教育振興基本計画の策定とあわせて「学校経営計画」の様式を作成、県下各小中学校に学校経営計画策定と、計画を実践・検証・改善するPDCAサイクルの確立・強化について働きかけてきた。

この学校経営計画の策定、運用については教育事務所ごとに学校経営アドバイザー（以下AD）を配置し、各管内すべての学校を対象に指導助言をこれまでも行っ

てきている。今回指定校において特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画を策定、運用するにあたってはADが指定校に最初に訪問する機会と合わせ、SVも初回の訪問を行い、各校の学校経営計画策定の状況を把握した上で、1年間かけての支援の方向性を各校と確認した。

各SVによる1年間の指定校への支援状況については以下の通りである。

【香南市担当：尾崎 由貴 特別支援教育巡回アドバイザー（元小学校長）】

○総訪問数 109（野市小 34、野市東小 38、佐古小 37）

○訪問における助言相手（回数）

学校名	学校長	校長以外の管理職	コーディネーター	特別支援学級担任	通常の学級担任	支援員	その他
野市小	13	13	26	15	29	3	17
野市東小	13	5	11	1	35	1	15
佐古小	14	4	11	6	34	9	24

○訪問における助言の内容（のべ件数）

学校名	学校経営全般	校内支援体制の運用	児童生徒に対する見立て	具体的な指導や支援の方法及び合理的配慮の提供	家庭との連携
野市小	4	14	20	29	11
野市東小	5	8	20	35	9
佐古小	4	17	25	32	11

【須崎市担当：大野 智世人 特別支援教育巡回アドバイザー（元特別支援学校長）】

○総訪問数 10

○訪問における助言相手（回数）

学校名	学校長	校長以外の管理職	コーディネーター	特別支援学級担任	通常の学級担任	支援員	その他
新荘小	8	7	6	3	5	2	6

○訪問における助言の内容（のべ件数）

学校名	学校経営全般	校内支援体制の運用	児童生徒に対する見立て	具体的な指導や支援の方法及び合理的配慮の提供	家庭との連携
新荘小	8	8	8	8	8

【四万十市担当：井上 貴美 特別支援教育巡回アドバイザー（元特別支援学校長）】

○総訪問数 62（具同小 16、中村小 31、中村中 15）

○訪問における助言相手（回数）

学校名	学校長	校長以外の管理職	コーディネーター	特別支援学級担任	通常の学級担任	支援員	その他
具同小	16	16	13	10	12	8	0
中村小	31	27	24	16	18	11	0
中村中	6	5	14	10	12	2	0

○訪問における助言の内容（のべ件数）

学校名	学校経営全般	校内支援体制の運用	児童生徒に対する見立て	具体的な指導や支援の方法及び合理的配慮の提供	家庭との連携
具同小	14	15	14	13	12
中村小	30	31	29	29	28
中村中	13	14	13	13	13

特に各学校が特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画を策定するにあたってはSVの訪問及び学校経営構築研究開発事業運営協議会において以下の2点を意識し、策定及び運用することを働きかけた。

(1)校内委員会（本県では「校内支援委員会」もしくは「校内支援会」の名称を主に使用）実施及び充実に向けた取組の明記

発達障害の有無に関わらず、特別な支援を必要とする児童生徒の状況について把握、その支援策を検討、共有するための校内委員会の実施を年間スケジュールの中に位置付け、確実に実施していくこと、校内委員会の充実に向けては「巡回相談員派遣事業」や「特別支援学校・特別支援学級実践交流事業」等の県事業活用を含め、外部専門機関等との連携を視野に入れることを働きかけた。

(2)ユニバーサルデザインの視点による環境及び授業改善

特別な支援を必要とする児童生徒に対し、校内委員会の実施を通じて個別の指導支援の充実を図るだけでなく、学級経営や一斉指導の在り方そのものをユニバーサルデザインの観点から見直すことを働きかけた。

本県ではすでに平成25年3月に『すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくりガイドブック～ユニバーサルデザインに基づく、発達障害の子どもだけでなく、すべての子どもにもあると有効な支援～』を、平成27年3月にはその実践事例集を発行し、県下全ての小中学校に配布してきている。また県下全小中学校教員に配布される『高知県授業づくり Basic ガイドブック』においても、ユニバーサルデザインの視点の必要性を明記し、教職員一人一人がその意識を持って日々の取組を追求していくことについて働きかけているところである。こうした配布物等も有効に活用しながら、一人一人の支援が必要な状況も踏まえた上で、一斉授業の中で誰もが「わかる」「できる」授業づくりに全校で取組み、支援が必要な状況そのものを減らしていくことも、特別支援教育の視点として大事であることを確認した。

上記2つの視点に加え、小学校では就学時の学校生活への適応がより円滑に行われるよう保幼との連携を意識した取組、中学校では一人の生徒により多くの教員が関わることとなることから学年部会や教科部会等教職員の組織力向上を意識した記載等を盛り込みつつ、各校種の特性や各校の状況を踏まえた学校経営計画が各校で策定された。

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

本県では昨年度までの取組の成果物として、平成29年3月に『すべての子どもが輝く校内支援体制づくりガイドブック ー特別支援教育の視点でのチーム学校を目指してー』を発行した。この冊子では合理的配慮の提供につながる校内支援体制の在り方について、特別支援教育コーディネーターの果たす役割や校内委員会の運営、個別の指導計画作成の考え方等に至るまで、実際の取組事例も交えながら具体的に記載している。本事業の指定に関わらず、県下各市町村、学校組合教育委員会と各小中及び義務教育学校、高等学校に2部ずつ年度当初に配布（学校長と特別支援教育コーディネーターがそれぞれ手元におくことを想定）しているが、本事業の指定校に対しては体制整備の手引きとして特に本冊子を活用することを強く働きか

けた。また、事業を進めるにあたっては本冊子に掲載している『「校内支援体制」自己診断入力シート』を年間3回入力し、取組の進捗状況の参考とすることを確認した。各学校の入力内容の変化については以下の通りである。

学校名	入力時期	要素ごとの平均得点					
		校内体制づくり	教職員の理解推進と専門性の向上	子どもへの支援	校内支援会の確立	保護者との連携	関係機関との連携
野市小	6月	3.3	3.1	2.6	3.5	2.4	3.2
	10月	3.9	3.9	4.0	4.0	3.1	3.9
	2月	3.8	3.9	4.0	3.3	3.3	4.0
野市東小	6月	2.7	2.4	3.0	3.3	2.4	2.7
	10月	4.0	2.7	3.0	3.7	2.9	3.5
	1月	4.0	3.1	3.1	3.8	3.1	3.5
佐古小	6月	3.2	2.7	2.6	2.8	2.6	2.8
	10月	3.2	3.0	2.7	3.0	2.6	2.8
	2月	3.3	3.1	2.7	3.0	2.6	3.2
新荘小	5月	2.7	2.3	2.9	2.5	2.4	2.0
	10月	3.8	3.6	3.4	3.7	2.6	3.3
	3月	4.0	3.4	3.6	3.8	3.3	3.5
具同小	6月	3.7	3.4	3.4	3.8	3.3	3.5
	11月	3.7	3.4	3.6	4.0	3.3	3.7
	2月	3.7	3.4	3.7	4.0	3.4	3.8
中村小	5月	2.6	2.3	2.3	2.6	2.3	2.3
	9月	3.4	3.2	3.1	3.4	2.9	3.4
	1月	3.5	3.2	3.3	3.4	3.1	3.6
中村中	6月	2.6	2.3	3.5	2.8	2.3	3.0
	11月	3.5	2.9	3.6	3.3	2.3	3.5
	2月	4.0	3.7	3.7	3.7	3.1	3.5

これらの働きかけのもと、各指定校では次のような取組が行われた。

学校として合理的配慮を提供する上では教職員一人一人の特別支援教育に対する意識と学校組織として取り組むことの共通認識が重要となる。特別支援教育に対する教職員一人一人の意識を高め、学校全体で取り組むことの方角性を確認するために、中村小学校では学校としての特別支援教育基本方針を学校長自ら作成、取組の礎となる理念から取組の具体に至るまで明示した。加えて、SVや教育事務所指導主事を講師として招聘しながら上記のガイドブックを活用した校内委員会の充実に関する校内研修、ユニバーサルデザインの視点による授業改善に関する校内研修をそれぞれ企画、実施することで学校全体の特別支援教育に対する体制を強化していった。

中村小学校と同様に学校経営計画を補足する形で学校が取り組む内容を明示したものについては具同小学校のグランドデザインがある。

また、各学校で合理的配慮を提供するにあたっては、特別支援教育に関する専門

性を持った教員の存在も大きな要素の一つとなってくる。その点において特別支援学級を設置している学校については特別支援学級担任の専門性を高め、保証していくことも大事となるだろう。指定校を設置している須崎市では、市単独で管轄する小中学校の特別支援学級担任を招集、研修を毎年行っている。今年はS Vも講師として企画運営に参画し、各特別支援学級の事例をもとに、専門性向上に向けてその一役を担った。

また、小学校においては就学時に際してスムーズに学校生活に適應できるよう、必要な合理的配慮を提供するための体制を整えていくことが必要である。指定校を設置する香南市では就学前の幼児から小学2年生までの児童を対象に、市単独で専門家チームを設置した上で、要請に応じた派遣を行い、就学前から就学時、就学後にかけての合理的配慮を支援している。そうした市の支援のもと、野市小学校では就学時の聞き取り調査の実施、就学前段階での学校生活体験、スタートカリキュラムの作成、実施等を計画的に行った。また、必要に応じて香南市が作成しているスマイルサポートプランを活用し、文書にもとづく確実な支援に関する情報の引継ぎを行いつつ、一人一人の新入児童がスムーズに学校生活をスタートできるよう取り組んだ。結果、新1年生が全体的に早期に落ち着いた学校生活を送ることができるようになった。

就学時にかかわらず特別支援学級や通級による指導等の制度を活用し、一人一人の児童にとって最適な学びの場を提供する上では、保護者や本人との合意形成が重要である。野市小学校では学校だけでなく、保護者や本人も特別支援学級や通級による指導の内容、役割を理解した上で、学校と最適な学びの場について検討することができるよう、特に自閉症・情緒障害特別支援学級の役割や、通常の学級への移行について文書を作成し、保護者への説明等に活用することにした。自閉症・情緒障害特別支援学級在籍児童が増加している中では、こうした文書を活用しながら、適切な段階で通常の学級へと籍を戻すことも視野に、常に児童の成長に応じた学びの場の在り方を意識し、検討していくことが必要と考える。

また、適切な学びの場の検討については、保護者や本人と学校、教育委員会が同じベクトルでスムーズに検討を進めるための取組として、具同小学校も保護者向け配付資料を作成し、保護者に寄り添う取組を進めている。

合理的配慮を提供する上で、その検討の場となる校内委員会を円滑に進めるためには、運営、協議を進めるにあたってのノウハウが一定必要となる。新莊小学校ではこれまで必要に応じて不定期に実施することとしていた校内委員会の位置付けを見直し、年間計画を立てて定期的に実施することとした。定期的に開催することで実施そのものの機会を増やすと共に、運営に関して経験豊富なS Vが可能な限り校内委員会に出席するようにしたことで全校教職員の校内支援会の意義、必要性をあらためて確認することができ、学校としての体制強化につながった。

また、校内委員会実施を確実な合理的配慮の提供につなげるにあたっては、時には教員の知見だけでなく、外部の専門機関等による見立て、助言を受けることが必要な場合もある。そうした見立て、助言を受けるための事業として本県では『巡回相談員派遣事業』を実施している。この事業では専門家チームのメンバーが学校の要請に応じて授業等を観察、観察に基づく見立てや取組に関する助言を行うことと

している。発達検査の実施や医療等専門機関の受診と違い、経費や保護者のアクションに関わらず、専門性に基づく助言が得られる事業として、学校からの要請も多い。佐古小学校でも今年度この事業を活用し、気になる児童の指導支援の在り方について特別支援学校教員（障害特性面）、心の教育センター指導主事（心理面）等からの助言を得て、以降の指導支援の在り方について検討を行った。

特別支援学級については特別支援学級担任が中心となって合理的配慮の提供へ向けての体制ができてきているものの、通常の学級については教員間の日程調整等が難しく、協議や個別の指導計画作成等の時間確保が難しいため体制づくりが思うように進まないという学校もある。特に一つの学級に対して教科指導等により多くの教員が関わるという状況に加え、部活動の指導等の多忙さもある中学校においてはこれまでそうした課題を聞くことが多々あった。中村中学校においても、これまでも特別支援学級在籍の生徒に対しては、特別支援学校教員や専門機関（地域の医療型障害児入所施設）等の職員を招き、合理的配慮の提供や必要な指導等に関する協議を定期的に行ってきた。しかし、通常の学級に在籍する生徒に対しては学年単位で支援の必要な生徒について指導や支援の方法を協議し、情報を共有することまではできていたものの、学校全体での情報共有や個別の指導計画にまでなかなかつながらないという課題が最初の運営協議会であげられた。そして課題の解消に向け協議会で検討する中で、今年度は年間計画において夏季休業中にSVを講師に招いた校内研修を位置付け、全校一斉に個別の指導計画を作成することにした。支援の必要な生徒に対して、授業期間中については特別支援教育コーディネーター及び学年団という少人数で協議を行いつつ、長期休業中などの比較的日程調整を行いやすい時期に、全校研修という形で場を設定し、学校全体での協議、指導計画の作成及び共有へとつなげるというやり方は、小学校とは異なる多忙さのある中学校では非常に有効であった。

③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

本県では生徒指導上の課題に対する指導の充実を図るため、平成29年度より全ての学校に対し学校経営計画の策定にあたり、校内委員会の位置付けや学校と関係機関との連携を図る支援体制について具体的な記述を行うよう働きかけている。

本事業の指定校に対しては①ですすでに述べたように特別支援教育の視点からも校内委員会を確実に実施していくこと、必要に応じて外部専門機関等との連携を視野に入れることを働きかけたが、県全体の課題として継続的に連携可能な外部専門機関の数等に地域差があり、連携体制を確立することが難しい状況もある中で、各市町村、学校組合や学校が工夫しながら取組を進めている。

香南市ではスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の人材を可能な限り固定し、学校の支援を行うようにしている。SSW一人一人の経歴は様々だが、連絡会を定期的開催し取組等の状況を共有しながら経験年数を重ねることで、専門性の向上を図っている。今年度はSVも連絡会に参加することで、SVの視点からSSWに情報提供等を行うと共に、SSWから得られた情報も活かしつつ各指定校の取組に対する助言を行うようにした。



野市東小学校では不登校、暴力行為が生じる背景に発達障害のある児童を含む、児童全体の自己肯定感の課題があると感じこれまでも取り組んできた。今年度はユニバーサルデザインの視点に基づく取組をテーマに高知大学の大学院に派遣している教員がおり、大学教授とも連携しながら授業等の改善に取り組んだ。SVが関わりながら、校内委員会等で個への指導支援についての取組を進めるとともに、学級経営や授業改善にユニバーサルデザインの視点も持って取り組むことで、今年度は学校生活アンケートにおいて、「学校生活が楽しい」という項目に強い肯定を示した回答が全校児童の75.1%を示すまでに伸ばすことができた。(平成28年度は68.7%)児童の自己肯定感を高める上では、学校全体でユニバーサルデザインの視点をもって日々の取組を見直すことが、発達障害の有無にかかわらずすべての児童に対して有効であると考え、今後も取組を充実させていきたいと考えている。

生徒指導上の課題解消に向けて、Q-Uなどのツールを使い、学級集団や個々の状況を把握し、指導や支援に役立てている学校は県下でも多い。中村小学校はこうしたQ-Uなどから得られる情報も含め気になる児童の在籍状況と情報を一覧化することで、発達障害等の有無にかかわらず学校全体の気になる児童についての情報を確実に共有することができるようにした。一覧を活用することで気になる児童の在籍状況について、年度をまたいでも確実に引き継ぐことができるようにすると同時に、児童の変化の早期発見、学校としての確実な対応につなげることができるよう今後も取り組んでいくようにしている。

中村中学校においては長期欠席にまでは至ってはいなくとも、別室登校という状況において個別の支援を必要としている生徒が多数在籍している。そうした状況で四万十市では中村中学校にSSW2名が交代で常駐できる体制を作る、教育研究所に勤務しているカウンセラーを定期的に派遣し、生徒に対する訪問カウンセリングを継続的に行う機会を設けるといった支援を行っている。こうした支援体制のもと、学校においては教員とはまた異なる専門性を持つカウンセラーやSSWといったスタッフと連携しつつ、校内委員会の機能強化を図ってきたことは②で述べたとおりである。市町村と学校が共に取り組む中で、別室登校の人数等、数字として現れる変化はまだみられないが、別室登校をしている生徒の教職員と関わる際の表情が和らぐようになってきているなど、関わり合いがよりスムーズに行えるようになってきたと学校は実感している。

#### ④ 特別支援教育コーディネーターの活動状況

特別支援教育コーディネーターについて、本県では多くの学校が1名のみを指名し、その業務にあたるように校内体制の中で位置付けている。業務内容については前述の『すべての子どもが輝く校内支援体制づくりガイドブック—特別支援教育の視点でのチーム学校を目指して—』において『特別支援教育学校コーディネーターの役割(チェックリスト)』を掲載、各学校に例示している。ガイドブックにおいても1名体制での活動を想定し、記載してはいるが、学校の規模等によっては全ての業務を1人で担うことが難しいと考え、チェックリストに記載した業務を他の教職員の協力も得ながら、学校として確実に遂行していくことが必要であると示している。

今回の研究指定校においては小学校5校が特別支援学級担任、1校が養護教諭を特別支援教育コーディネーターに指名していた。

具同小学校においては知的障害特別支援学級の担任が特別支援教育コーディネーターとして指名されている。学校の全体的な状況把握や校内委員会の運営、進行等、自身の役割を意識し積極的に活動しようと取り組んでいるが、学級担任としての業務を軽減することは容易ではないので、保護者への情報発信や、保護者対象の特別支援教育に関する研修会等については教頭が行う等、校長、教頭が協力しながら校内支援体制の充実を図っている。今回SVが支援しながら校内支援体制の充実に向けて取り組むことで、外部機関との連携等、学校としてどのように取り組んでいけばよいのかがより具体的に見えてきたという成果があった。しかし、具同小学校規模の学校においては管理職を含め各自が学級担任、養護教諭等主たる職務を担う中で、特別支援教育コーディネーターに必要な役割、機能を学校としてどう維持していくのかという新たな課題に今後向き合うこととなった。

指定校唯一の中学校、中村中学校では、知的障害特別支援学級の担任が特別支援教育コーディネーターに指名されている。学校唯一の美術担当の教諭ということもあり、授業場面を通じて全ての学級の生徒について、実態観察することができるということが大きな利点である。今回の研究指定を通じ、SVの支援のもと校内支援体制が確実に進められてきたが、これは学校長の姿勢、SVの知識経験にもとづく的確な助言の他に、コーディネーター自身がコーディネーター職務以外の部分においても各教職員としっかり関わりあいながら、関係を構築していたことによるものも大きいと管理職やSVは感じている。特別支援教育コーディネーターについては、特別支援教育を中心とした職務に関わる専門性はもちろんのこと、学校内外におけるネットワーク（関係性）を自ら構築する力も大きな資質の一つであると考ええる。

今回の研究指定をきっかけに、指定校を設置する四万十市では『四万十市特別支援教育学校コーディネーター（本県では各教育事務所の特別支援教育担当指導主事をスーパーバイザー的立場に位置付け『特別支援教育地域コーディネーター』としているため、学校におけるコーディネーターについては『特別支援教育学校コーディネーター』という名称を使用している。）研修会』を実施し、その企画、運営についてSVが参画した。研修会実施においてはSV自ら講師を務め、『すべての子どもが輝く校内支援体制づくりガイドブックー特別支援教育の視点でのチーム学校を目指してー』の内容をもとに各学校の校内支援体制充実へ向けた進捗状況の共有、特別支援教育コーディネーターの職務に関する研修を行った。研修会の実施を通じて、参加者は自身の職務に対する理解を深めるとともに、四万十市という地域でできる特別支援教育充実へ向けた取組を考えることができ、市全体の特別支援教育推進という観点からも大きな役割を果たしたのではないかと考える。

## 6. 今後の課題と対応

本事業を実施する中で指定校の取組を通じ、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の在り方について、計画策定からその運用までを具体化する（その情報を収集、整理する）という当初の目的が達成できた。また、SVが指定校を所管する市に対しても働きかけをしながら研究を進めたことは、市の主体的な特別支援教育を推進する取組を充実

させる上で、大きな役割を果たしたのではないかと考える。こうした点で大きな成果を得られた事業であったが、今後は指定校の今後も含め、事業の有無に関わらず、こうした取組が県下全域に定着するようさらに取り組んでいくことが必要であると考えている。そのためには平成30年度より学校経営計画に位置付けることとした特別支援教育の視点について、成果物のリーフレットに加え、今年度指定校の作成した学校経営計画をまとめた資料も活用しながら、各校の学校長が特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画とはどのようなものか、見通しを持って策定、運用に取り組むことができるよう支援していくことが必要と考えている。また、平成30年度も続けて本研究に取り組むにあたっては、2年間の指定校の取組について具体的な情報を冊子にまとめ、年度末には各校に配布する予定である。

加えて特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の定着、充実に向けては、学校及び学校長に対するアプローチと同時に専門機関との連携や学校の規模等、地域性に応じて必要な支援を、市町村、学校組合と共に進めていく必要がある。そのうえでは、今回の指定校を所管した3市に対するSVのアプローチを、今後県下の他の市町村、学校組合に対して行っていくことが有効かつ必要であると考えている。

さらに、校内委員会の充実に向けては特別支援教育コーディネーターの役割がやはり重要である。今回SVが指定校に関わる中では学校経営のみならず、特別支援教育コーディネーターの職務の具体について助言した部分が多くあり、SVが不在となったあとにもコーディネーターを中心とした校内委員会の機能を継続させることが今後の大きな課題となってくる。こうした課題解決に向けては、今回四万十市が実施した市主催の特別支援教育コーディネーター研修会が大きな鍵を握ると考える。今回の研究を通じて得ることのできた校内支援体制の充実につながる具体的取組をもとに、県下全域で各地域の実態に応じた特別支援教育コーディネーターの職務等に関する研修を定着させることで、各コーディネーターの専門性を向上させると共に、コーディネーター同士のOJTを機能化させていくことは、今後の本県における特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の定着、充実に向けては不可欠な要素の一つであろう。今回の研究成果をもとに本県では平成30年度から2年間かけて高知市を除くすべての各市町村、学校組合における特別支援教育コーディネーターの研修及び情報共有の場としての連絡協議会を実施するようにしている。最初は県教育委員会からの支援のもとに、いずれは県下の各市町村、学校組合が主体的に特別支援教育コーディネーターの専門性の向上やコーディネーター同士のネットワーク充実へ向けて取り組むことが定着するよう取り組んでいきたいと考えている。

本県実施の『特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査』において、平成29年度より学校経営計画における特別支援教育に関する取組の記載状況を設問に入れたところ、小学校では84.0%、中学校では71.0%の学校が記載しているという回答であった。今回の事業における取組の成果をもとに、今後は全ての学校において特別支援教育の視点が学校経営計画に確実に位置付けられ、その取組が進められるよう働きかけると共に、それらの取組が充実するよう県もまた、その取組を進めていきたいと考えている。

## 7. 指定校について

(小学校)

指定校名：四万十市立具同小学校														
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年			
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数		
通常の学級	66	3	64	3	64	2	55	2	65	2	78	2		
特別支援学級	4	2	1	1	4	2	1	1	1	1	4	1		
通級による指導 (対象者数)	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0		
	校長	副校長 ・教頭	主任学級 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支 援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計		
教職員数	1	2	1	2	2	1	1	3	1	4	1	5	4	2

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：ADHD・LD

指定校名：四万十市立中村小学校														
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年			
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数		
通常の学級	38	2	34	2	48	2	40	2	40	2	44	2		
特別支援学級	0	0	4	2	0	0	2	2	0	0	1	1		
通級による指導 (対象者数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	校長	副校長 ・教頭	主任学級 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支 援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計		
教職員数	1	3	0	2	5	1	1	1	1	3	1	4	4	1

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

指定校名：須崎市立新荘小学校													
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年		
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	
通常の学級	8	1	9	1	12	1	7	1	13	1	8	1	
特別支援学級	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	
通級による指導 (対象者数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	校長	副校長 ・教頭	主任学級 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支 援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計	
教職員数	1	1	0	1	1	0	0	2	1	1	3	2	1

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

指定校名：香南市立野市小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	104	4	89	3	99	3	101	3	99	3	108	4
特別支援学級	5	2	11	2	8	2	12	3	1	1	3	2
通級による指導 (対象者数)	0	0	1	1	0	0	1	1	3	1	4	1
	校長	副校長 ・教頭	主幹指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	2	1	2	1	1	3	1	3	1	5	4

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、病弱、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：ADHD・LD

指定校名：香南市立野市東小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	42	2	41	2	49	2	35	1	47	2	38	2
特別支援学級	2	2	4	3	2	2	0	0	1	1	5	2
通級による指導 (対象者数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	校長	副校長 ・教頭	主幹指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	1	1	1	3	1	1	1	1	2

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、病弱、自閉症・情緒障害

指定校名：香南市立佐古小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	51	2	37	2	50	2	40	2	59	2	42	2
特別支援学級	2	2	0	0	1	1	0	0	3	2	0	0
通級による指導 (対象者数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	校長	副校長 ・教頭	主幹指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	1	1	1	2	1	1	1	1	2

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、難聴、自閉症・情緒障害

(中学校)

指定校名：四万十市立中村中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	111		4		102		3		107		3	
特別支援学級	2		2		2		2		0		0	
通級による指導 (対象者数)	0		0		0		0		0		0	
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支 援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	34	1	1	6	2	1	1	4	53

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害

## 10. 問い合わせ先

組織名：高知県

- (1) 担当部署 高知県教育委員会 特別支援教育課
- (2) 所在地 高知市丸ノ内1丁目7番52号
- (3) 電話番号 088-821-4741
- (4) FAX 番号 088-821-4547
- (5) メールアドレス 311001@ken.pref.kochi.lg.jp